

横浜市行政不服審査会答申
(第67号)

令和元年5月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 30 年度市民税・県民税税額変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

青葉区長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人及びその配偶者（以下「本件配偶者」という。）との間の未成年の子 2 名（以下「子ら」という。）の扶養控除について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 23 条第 3 項及び第 292 条第 3 項の規定に基づき、本件配偶者の扶養親族とみなし、審査請求人には扶養親族がないことを前提として、審査請求人に対して、市県民税の税額変更処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、子らと本件配偶者は実質的に生計を一にしているため本件処分は違法であるとして、その取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び審査会に対する意見書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、本件配偶者とは別居し、本件配偶者と子らが余暇等に起居を共にすることもない。本件配偶者は、子らの学費の一部と通信料を負担しているが、子らの扶養と生活実態に照らせば、子らと本件配偶者は実質的に生計を一にしているとは言い難い。

よって、子らは本件配偶者の扶養親族に該当しない。子らは審査請求人と起居を共にしているから、審査請求人の扶養親族と認められるべきである。

(2) 審査請求人と本件配偶者の総所得金額と、それぞれの子らの扶養に係る費用負担を比較した場合、審査請求人の費用負担が本件配偶者より重く、本件処分は、「税の公平な分担」という原則に反する。

(3) 本件処分は、十分に健康で文化的な生活を享受する本件配偶者に対しては扶養控除を認め、生存権が侵害されている審査請求人には、扶養控除を認めないものであり、憲法第 25 条に反する。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人及び本件配偶者が「生計を一にする」者に該当するか

法第 23 条第 1 項第 9 号が規定する扶養親族における「生計を一にする」とは、「有無相たすけて日常生活の資を共通していることをいい、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない。したがって、公務員、会社員等が勤務の都合上妻子と別居し、また就学、療養中の子弟と起居を共にしていないような場合でも、常に生活費、学資金、療養費等を送金して扶養しているときは、生計を一にしているものと言い得るが、これに反し、同一家屋に起居する親族であっても、互いに独立し、日常生活の資を共通にしている場合は、生計を一にするということとはできないものである。」と解されている。また、市民税・県民税と基本的な仕組みが同じである所得税においては、所得税基本通達（以下「通達」という。）2-47 において「法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない」とし、親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、起居を共にしていない親族であっても生計を一にすることとされている。

本件においては、審査請求人は子らと居所を共にしていること等から、生計を一にしていると認められる。他方、本件配偶者は、子らと居所は別となっているものの、学費等についての送金が認められることから、生計を一にしていると認められる。

よって、審査請求人及び本件配偶者は、いずれも、子らと生計を一にするものと考えられ、子らはいずれの扶養親族としての要件も満たす。

(2) 本件処分の適法性及び妥当性について

法第 23 条第 3 項及び第 292 条第 3 項は、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者は、いずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなすと規定する。また、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 7 条の 3 の 4 第 2 項及び第 46 条の 4 第 2 項は、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がいずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の法第 32 条第 1 項（法第 313 条第 1 項）の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金

額の合計額が最も大きいものの扶養親族とすると規定する。

本件においては、審査請求人及び本件配偶者が、いずれも、子らを扶養しているとして勤務先に給与支払報告書を提出し、また、処分庁の文書照会に対して「法令に基づき決定してください」との回答をしたため、審査請求人及び本件配偶者の総所得金額を比較し、総所得金額の大きい本件配偶者の扶養親族とみなし、本件処分を行った。

よって、本件処分は適法であり、本件処分に係る審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人及び本件配偶者が「生計を一にする」者に該当するか

法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号は、扶養親族について、「道府県民税（市町村民税）の納税義務者の親族（中略）でその納税義務者と生計を一にするもの（中略）のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者をいう。」と規定する。

「生計を一にする」とは、「有無相たすけて日常生活の資を共通していることをいい、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない。したがって、公務員、会社員等が勤務の都合上妻子と別居し、また就学、療養中の子弟と起居を共にしていないような場合でも、常に生活費、学資金、療養費等を送金して扶養しているときは、生計を一にしているものといえる」と解されている（『住民税逐条解説』自治省税務局編）。

また、通達2-47(1)は、日常の起居を共にしていない親族でも、「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」には、これらの親族は「生計を一にする」に該当するとする。

本件において、本件配偶者が年間を通じて子らの学資金及び通信費を負担

していることに争いはない。これは本件配偶者の子らに対する扶養義務の履行であって、子らと本件配偶者が起居を共にしていないとしても、本件配偶者と子らが日常生活の資を共通していると認めることができる。

したがって、子らと本件配偶者が起居を共にしていないとしても、学資金等の送金が行われているため、本件配偶者は子らと「生計を一にする」に該当する。

なお、別居の理由は、扶養親族の認定の考慮要素ではないため、これを理由として子らが本件配偶者の扶養親族ではないとすることはできない。

(2) 本件処分の適法性及び妥当性について

法第 23 条第 3 項及び第 292 条第 3 項は、「二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。」と規定する。

令第 7 条の 3 の 4 第 1 項及び第 46 条の 4 第 1 項は、「法第 23 条第 3 項（法第 292 条第 3 項）の場合において、同項に規定する二以上の道府県民税（市町村民税）の納税義務者の扶養親族に該当する者をいずれの納税義務者の扶養親族とするかは、法第 45 条の 2 第 1 項の道府県民税に関する申告書（法第 317 条の 2 第 1 項の申告書）を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかった者にあつては法第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。」と規定する。

令第 7 条の 3 の 4 第 2 項及び第 46 条の 4 第 2 項は、「前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定によつていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の法第 32 条第 1 項（法第 313 条第 1 項）の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とする。」と規定する。

本件において、審査請求人と本件配偶者とは、いずれが子らを扶養親族とするかについて協議が整わず、双方が、処分庁からの文書照会に対し、「法令に基づき決定してください」と回答した。

したがって、審査請求人及び本件配偶者は、いずれも勤務先に対し子らを扶養親族とする扶養控除申請書を提出しているため、令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項に基づき、審査請求人及び本件配偶者の総所得金額を比較し、子らを総所得金額の大きい本件配偶者の扶養親族とするのが相当である。

その他本件処分を違法又は不当足らしめる事情は見当たらないため、本件処分は適法かつ妥当である。

(3) その他の主張について

審査請求人は、本件処分が「税の公平な分担」及び憲法第25条に反することを主張している。

審査請求人の「本件処分が「税の公平な分担」に反すること」との主張を善解すると、令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項の規定に基づいて本件処分を行ったことが、租税公平主義に反する、すなわち憲法第14条第1項に反すると解しているようである。

租税公平主義とは、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則」をいい、「直接には、憲法14条1項の命ずるところである」と解されている（金子宏『租税法』）。

しかし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求は、審査庁が審査請求に係る処分について、法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるかを審査し、判断するものであり、憲法に反するかどうかの判断は、審査庁の権限外であり、ゆえに当審査会の調査審議の対象にはならない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年12月7日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成31年1月9日	・ 弁明書の受理
平成31年1月15日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成31年2月3日	・ 反論書の受理
平成31年2月7日	・ 反論書（副本）の送付
平成31年4月8日	・ 審理手続の終結
平成31年4月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成31年4月16日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年5月8日	・ 審査請求人からの主張書面の受理
令和元年5月21日	・ 調査審議